

避難実施要領(案)

玄海町長

令和 年 月 Y 日 時 分現在

弾道ミサイル(NBC 弾)攻撃(町域内避難 及び 町域外避難)

1 佐賀県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、Y 日〇時〇分頃に玄海町 A 地区において発生した爆発について、K 国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の B 地区及びその風下となる C 地区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年 月 Y 日 :
発生場所	玄海町 A 地区〇団地付近
実行の主体	K 国 〇〇
事案の概要と被害状況	玄海町内にミサイル落下 NBC 弾の可能性あり 人的・物的被害について調査中
今後の予測・影響と措置	弾種に応じて人員除染、地域除染の実施
気象の状況	天候:___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	別紙
避難先と避難誘導の方針	爆心地に近い要避難地域の玄海町 A, B 地区内の住民約〇名に対して、直ちに周辺地域から離れ、本日〇:〇を目途に玄海町町民会館、玄海町社会体育館へ一時避難させる。 更に、着弾地点の風下となり要避難地域に該当する玄海町 C 地区内の住民約〇名に対して、本日〇:〇を目途に玄海町町民会館、玄海町社会体育館へ一時避難させる。 必要に応じ、本日〇:〇以降、借上げ車両等により、避難先受入先である〇市へ移動させる。要避難地域以外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続する。
避難開始日時	令和 年 月 Y 日 :
避難完了予定日時	令和 年 月 Y 日 :

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	町対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるように県警察、海上保安本部、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整に当たる。 その近傍地域に除染所を開設中。消防が消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施中。警察が交通規制、検知、
-------	---

	<p>除染準備を実施中。自衛隊に災害派遣を要請し、除染準備中。その他、県内消防、緊急消防援助隊に派遣要請を実施。町対策本部は、NBC 災害への対応能力を有する専門医や DMAT(災害医療派遣医療チーム)等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。</p> <p>避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。</p>			
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、町対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>現地調整所：町職員 2 名を派遣</p> <p>※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣</p> <p>その他の関係機関</p> <p>唐津市消防本部(警防課):0955-72-9260</p> <p>唐津警察署(警備課):0955-72-2101</p> <p>唐津海上保安部(管理課):0955-74-4323</p> <p>陸上自衛隊第 16 普通科連隊(第 3 科):0957-52-2131</p> <p>※状況が変化した場合等、関係部署間において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。</p>			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>弾種が化学弾であれば化学剤の種類(一時性、持久性)によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内退避が数日となる可能性がある。</p> <p>要避難地域の住民の状況把握、消防団等の活動が困難となる。</p>			
地域の特性	<p>地域の結びつきが強く行政区単位の行動が期待できる。また、避難行動要支援者は、個別避難計画を活用して、避難を実施する。</p>			
時期による特性	<p>低気圧の影響により降雨の可能性はある。</p>			
4 避難者数(単位:人)(※全地区を掲載しています。当時の状況に応じて地区を選択してください。避難者数は R4.12.31 現在の住基情報、要避難者数は R4.3.31 現在の避難行動要支援者名簿)				
地区名	小加倉	有浦下	有浦上	長倉
避難者数(計)	139	197	284	135
うち要避難者数	23	42	47	11
うち外国人等の数	0	0	0	2
地区名	諸浦	新田	牟形	轟木

避難者数(計)	312	352	203	110
うち要避難者数	73	62	33	27
うち外国人等の数	2	1	0	0
地区名	大鳥	座川内	湯野尾	田代
避難者数(計)	24	111	101	56
うち要避難者数	3	20	11	7
うち外国人等の数	0	0	0	0
地区名	藤平	値賀川内	仮立	中通
避難者数(計)	56	171	152	202
うち要避難者数	6	24	21	22
うち外国人等の数	0	0	0	0
地区名	下宮	外津	普恩寺	平尾
避難者数(計)	180	593	246	331
うち要避難者数	26	81	37	21
うち外国人等の数	0	0	0	0
地区名	浜野浦	大園	石田	花の木
避難者数(計)	141	112	138	52
うち要避難者数	24	31	32	7
うち外国人等の数	3	1	0	0
地区名	仮屋	栄	シーライントウン	合計
避難者数(計)	517	69	143	5,127
うち要避難者数	117	8	7	823
うち外国人等の数	0	0	2	11

5 避難施設

5-1 避難施設

避難先地域	玄海町	玄海町	〇市	〇市
避難施設名	社会体育館	町民会館	〇〇体育館	〇〇体育館
所在地	新田 1809-22	新田 1809-22	〇市	〇市
収容可能人数(人)	1,174	210	〇	〇
連絡先(電話等)	0955-52-6310	0955-52-6310	〇	〇
連絡担当者	教育課〇〇	教育課〇〇	〇	〇
その他の留意事項等				

5-2 一時集合場所(※全地区の一時集合場所を掲載しています。当時の状況に応じて地区を選択してください。)

一時集合場所名	外津漁村環境改善総合センター	値賀川内公民館	下宮公民館	中通公民館
所在地	今村 4735	値賀川内 996	今村 5814	今村 6120-1
連絡先(電話等)	0955-52-6942	0955-52-6380	0955-52-3851	0955-52-3578
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等				
一時集合場所名	仮立公民館	九州電力値賀寮体育館	値賀第2コミュニティセンター	玄海園

所在地	今村 6772	今村 6316	平尾 691	平尾 432-1
連絡先(電話等)	0955-52-5002	-	0955-52-6109	0955-51-3600
連絡担当者				
その他の留意事項等				
一時集合場所名	浜野浦公民館	小加倉公民館	栄公民館	花の木公民館
所在地	浜野浦 417-3	小加倉 334-5	石田 41-39	石田 294-15
連絡先(電話等)	0955-52-6841	0955-52-3088	0955-52-5004	0955-52-5127
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等				
一時集合場所名	大藪公民館	仮屋コミュニティセンター	石田公民館	有浦上公民館
所在地	大藪 1151-1	仮屋 398-15	石田 494-1	有浦上 3123
連絡先(電話等)	0955-52-6769	0955-52-6310	0955-52-6573	0955-52-6381
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等				
一時集合場所名	有浦下公民館	玄海町役場	町民会館	牟形コミュニティセンター
所在地	有浦下 3980-4	諸浦 348	新田 1809-22	牟形 1040-3
連絡先(電話等)	0955-52-6523	0955-52-2111	0955-52-6310	0955-52-2955
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等				
一時集合場所名	轟木公民館	大鳥公民館	藤平公民館	田代公民館
所在地	轟木 383-15	牟形 2568-3	藤平 1029-1	田代 2021-2
連絡先(電話等)	0955-52-3832	0955-52-5009	-	0955-52-6158
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等				
一時集合場所名	座川内公民館	湯野尾公民館		
所在地	座川内 786	湯野尾 321-1		
連絡先(電話等)	0955-52-5140	0955-52-3774		
連絡担当者	〇〇	〇〇		
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・ バス ・船舶・ 徒歩 ・その他(要支援者用の車)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、個別避難計画の支援者が避難施設まで搬送を行う。支援者による支援が困難な場合は、消防団や町の保有車両により搬送する。		

	その他(けが人等)	町内の病院及び唐津市の病院と調整し、救急車やドクターヘリによる搬送を行う。			
7 避難経路					
避難に使用する経路		主な避難経路は、県道〇号～県道〇号 細部は、別添地図を参照			
交通規制	実施者の確認	唐津警察署			
	規制にあたる人数	〇人程度			
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	唐津警察署			
	規制にあたる人数	〇人程度			
	規制場所	交通規制を行う付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区		A 地区	B 地区	C 地区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難先	〇〇公民館	〇〇公民館	〇〇公民館	
	集合時間	Y日〇:〇	Y日〇:〇	Y日〇:〇	
	その他(誘導責任者等)	区長	区長	区長	
町内避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	
	輸送手段	バス	バス	バス	
	避難経路	県道〇号	県道〇号	県道〇号	
	避難先	社会体育館	社会体育館	社会体育館	
	避難完了予定日時	Y日〇:〇	Y日〇:〇	Y日〇:〇	
その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇		
町外避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	
	輸送手段	バス	バス	バス	
	避難経路	県道〇号	県道〇号	県道〇号	
	避難先	避難施設 A	避難施設 A	避難施設 B	
	避難完了予定日時	Y日〇:〇	Y日〇:〇	Y日〇:〇	
その他(誘導責任者等)	〇課〇〇	〇課〇〇	〇課〇〇		
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画により個別対応			
	要支援者への支援事項	・要支援者支援班を編成 ・要支援者の状況に応じた対応を実施			
	輸送手段	・支援者車両 ・バス ・福祉車両(車イス仕様) ・福祉車両(ストレッチャー仕様) ・救急車			
	避難経路	県道〇号			
	避難先	・町内指定福祉避難所			

		町民会館 ・町外協定福祉避難所 社会福祉法人天寿会○園(○市○-○-○)		
	避難開始日時	Y日○:○		
	避難完了予定日時	Y日○:○		
8-2 職員の配置方法				
配置場所	避難先施設	一時集合場所	主要な交差点	
人数	5名	3名	1名	
現地調整所	連絡要員 2名			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	職員、消防団員 10名、車両			
時期	Y+1日○:○			
場所	A地区、B地区、C地区			
方法	広報車での呼びかけ、戸別訪問			
措置	残留者に対し、避難するよう求める。			
終了予定日時	Y+1日○:○			
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法				
食事時期	Y日夕食から支給			
食事場所	避難先施設			
提供する食事の種類	当初は、町備蓄食料 事後は、現地調達による弁当又はボランティアによる炊き出し 状況により佐賀県、○市又は自衛隊に支援を要請			
実施担当部署	住民対策部			
8-5 追加情報の伝達方法				
避難誘導に配置した職員による連絡、登録メール、ホームページ、防災 SNS 等				
9 避難時の留意事項(主に住民)				
自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
避難者は、食料、貴重品、医薬品、運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行する。				
出火防止対策を行い、施錠等行う。				
隣近所に声掛けをして相互に助け合って避難する。				
親戚宅等に避難する場合は、区長に避難先を連絡する。				
事態の特性				
・避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、防止、ゴーグル、雨衣等の着用、マスク等をすること。				
・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行の妨げとならない方法とする。				
時期の特性				
降雨も予想されることから、着替えや雨衣の準備が必要である。				
一時集合場所・避難所での対応				
・到着時は、自主防災組織のリーダーのもとに集合する。				
・汚染のおそれのある者には、自ら申告させるように努める。この場合において、申告者に				

は、汚染の有無についての検査を実施し、体調の変化に注意するように呼びかける。体調の変調時には、専門医やDMAT等の協力を得て病院等に移送する。

10 誘導に際しての留意事項(職員)

(心得・安全確保・服装等)

- ・避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。
- ・特殊標章等を携帯すること。
- ・防災服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
- ・避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・避難誘導の際には、風下方法を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、防止、ゴーグル、雨衣等の着用、マスク等をさせること。

11 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	・地区内連絡網 ・個別避難計画に基づく伝達方法 ・防災行政無線、登録メール、防災 SNS、ホームページ ・報道機関：報道責任者は、避難実施要領について情報提供
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧による
職員間の連絡手段	LoGo チャット(国民保護トークルーム) 職員電話番号一覧による

12 緊急時の連絡先

玄海町 国民保護対策本部 (緊急対処事態対策本部)	電話：0955-52-2115 F A X：0955-52-5008 e-Mail：bousai@town.genkai.lg.jp
---------------------------------	--